

7 番 利 根 川 ただいま可決、ありがとうございます。それでは、可決に基づきまして動議の提出をしたいと思います。私のほか、本日は飯田議員が欠席でございますけれども、発議第1号松田町議会基本条例について、緊急を要するものと思われるので、直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。よろしく願いします。

議 長 発議第1号を提出してください。

( 発議書提出 )

ただいま7番議員 利根川茂君から発議第1号松田町議会基本条例が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立をいたします。

お諮りします。提出されました発議第1号を日程に追加し、追加日程第1発議第1号松田町議会基本条例を議題とすることについて御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声多数 )

異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。事務局より発議第1号を配付させます。

( 議 案 配 付 )

配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第1号松田町議会基本条例」を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

7 番 利 根 川 まず、提案する前にですね、申しわけございません。1つ削除をお願いをしたいと思います。飯田一議員が緊急にですね、けさもですね、欠席するという連絡をいただきました。したがって、提出者を含めまして上から4番目ですね、賛成者、松田町議会議員 飯田一となっておりますけれども、緊急に入院されたそうでございますので、ここの削除をまずもってお願いいたします。賛成者でございます。

それでは、朗読をいたしまして提案にかえる次第でございます。発議第1号松田町議会基本条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月7日提出、提出者、

松田町議会議員 利根川茂。賛成者、松田町議会議員 齋藤永、賛成者、同じく小澤啓司、同じく南雲まさ子、同じく平野由里子。

提案理由、町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼を持てる議会活動を進めるため、議会の最高規範として提案するものでございます。

1 ページおめくりください。議会基本条例です。先ほど報告書で説明しましたとおり、我々が今まで議員活動として行ってきたもの、そして平成19年までは議会改革委員会の諸先輩がやってきましたことを、この条例の中に組み込んでですね、次の世代に引き継いでいくこと、これを視点として基本条例を制定いたしました。これをまず報告をさせていただきます。

松田町議会が目指すもの。松田町議会（以下「議会」という）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の下、松田町民（以下「町民」という）による直接選挙で選出された議員（以下「議員」という）によって構成される。議会は、二元代表制の片翼を担う機関であり、町民福祉の向上を目指すため、町長その他執行機関（以下「町長等」という）を監視し、評価し、政策提言を行い、町民参加を保障し、議員個々の資質の向上を図っていかなければならない。また、町長等との持続的な緊張関係を保ち、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼を持てる議会活動を進めるために、この条例を制定する。

（目的）第1条、この条例は「開かれた議会」、「行動する議会」を基本に議会及び議員活動の活発化を目指し、議会運営や議会、議員の活動内容の明確化を図ることを目的とする。

（最高規範）第2条、この条例は、議会運営における最高規範であり、議会の条例・規程等を設置する場合は、この条例を遵守しなければならない。

（議会の責務）第3条、議会は、議決機関として町長から提出される予算・決算・政策の監視と評価を行う責務があることを自覚し、日々の調査研究を通じて政策立案・提言を行うものとする。

（議会の活動）第4条、議会は、透明性・公平性を基とし、町民に常に開かれた議会を目指し、町民参加と町民からの意見・提言を受けるため、議会報告

会、意見交換会等を行い、広報広聴活動を重視するものとする。

(議会の議決事項) 第5条、地方自治法第96条第2項に規定する議決事項については、町政における重要な計画等に議会としての参画と責任を果たすために、次のとおり定める。(1) 総合計画基本構想、基本計画。(2) その他議会が議決を必要と判断した事項。

(議員の活動) 第6条、議員は、議会が言論の府であり、合意形成の場であるため、議員間討議を重視し、常に研鑽に努め、自由意思を重んじ、政策の提起をできるよう心がけねばならない。

(議会と町民との関係) 第7条、議会は、議員活動・審議内容等、常に町民に明らかにするため、報道機関・情報伝達等を活用し、町民に対する説明責任を負うものとする。

(陳情・請願権の保障) 第8条、町民等から陳情・請願権を保障し、参考人として議会の本会議・委員会等においてその趣旨を聴取する機会を設けることができる。

(議会と町長等との関係) 第9条、議会の本会議・委員会等での町長等の質疑については、論点を明確化し、議会の監視機能強化と政策・提言の向上に努めなければならない。

(災害時の対応) 第10条、議員は、災害が発生した場合、議会機能を維持し、迅速な対応をとり、町民の生命と財産を守るため、町長等及び町民とともに災害時の活動に努めなければならない。

(見直し手続) 第11条、議会は、この条例の改正が必要になった場合、必要な措置を講じなければならない。

附則、この条例は、平成30年10月1日から施行する。

ということになっております。この施行期日につきましては、これから提案されると思いますが、自治基本条例がことしの10月1日施行を目指しているそうでございますので、この施行期日を合わせたものでございます。約6カ月間周知期間を設けたいということでございます。

先ほど田代議員からの質問にあったとおり、この議会基本条例は、基本条例を制定するかどうか、まず検討委員会を発足させたのが平成25年11月でござい

ます。この条例をもし施行がことしの10月1日ということになればですね、足かけ5年間にかけて、5年かけてですね、検討委員会5回、それから条例制定委員会11回、延べ17回の委員会を開催をして、我々自身がですね、ない知恵を絞り、鉛筆をなめなめ、やっところまで練り上げることができました。この間ですね、これは皮肉でも何でもありませんけれども、政務調査費以外の調査研究費等は一切いただいておりません。皆さんの政務活動費の範囲内で、範囲内です、湯河原に研修に行ったり、あるいは会津若松に研修に行ったりさせていただきまして、特に第5条の関係、地方自治法96条の第2項の議決案件につきましては、4回の委員会を開催をして、それぞれ担当課長さん、あるいは係長さんに出席をいただいてですね、どこまで議決に含めるか。あるいは介護保険計画も入れたのがいいじゃないとか、あるいは都市マスタープランも入れたらどうよとか、住宅建設計画もどうだいとか、その辺を詳しく説明をいただいて、それならばそれは省いてもいい。これを入れようじゃないか、あれはどうしようと、これだけでも4回の委員会を開催をしてですね、当初検討委員会が目標としました誰が見てもわかりやすい、簡素で短い条例案として、やっところまでたどり着くことができました。そして、町民からのパブリックコメントもいただきまして、その件についても1件修正したところもございます。これは全員協議会で御了承をいただきまして、そこを直ささせていただきました。やっところですね、5年間の歳月を費やして、このようにまとまって、議員の皆さん、あるいは検討委員会に参加された皆さんの御努力、それから事務局、日常的な業務をこなしながら、ここまでまとめていただきまして、まことにありがとうございました。その点を強くお礼を申し上げたいと思います。それでは、御質疑あればできる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号松田町議会基本条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。